

対日民間請求権補償に関する法律
(法律 第 2685 号 1974.12.21 制定、1974.12.21 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この法は請求権資金の運用及び管理に関する法律第 5 条第 2 項の規定により大韓民国国民が有している日本国に対する民間請求権(以下「請求権」という)の補償に関し必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(補償の対象)

- ① 請求権の補償は対日民間請求権申告に関する法律(以下「請求権申告法」という)第 6 条の規定により対日民間請求権申告管理委員会で証拠及び資料の適否を審査し当該請求権申告の受理が決定されたものを対象とする。ただし、次の各号の機関が申告したものに対しては補償しない。
 - 1 朝興銀行
 - 2 韓国殖産銀行
 - 3 大韓金融組合連合会
 - 4 旧信託財産処理委員会
 - 5 農業協同組合及び農業協同組合中央会
 - 6 水産業協同組合
 - 7 銀行法第 3 条の規定による金融機関
- ② 法人その他の団体が保有する請求権中次の各号の一に該当するものについては補償しない。
 - 1 請求権申告法第 11 条の規定による申告当時存在しない法人その他の団体に属するもの
 - 2 1945 年 8 月 15 日 当時大韓民国国民ではなかった者に属する持分
 - 3 大統領令が定める証拠及び資料が提示されないもの
- ③ 請求権申告により請求権を申告した者(以下「請求権申告者」という)が請求権の補償を受ける権利を有する者(以下「請求権者」という)と同一人でない場合には請求権申告者が請求権者から補償金受領の委任を受けたか請求権の相続人である場合を除いては補償しない。
- ④ 第 2 項の規定による法人その他の団体の範囲と第 3 項の規定による補償金受領の委任及び請求権の相続人に関する事項は大統領令で定める。

第 3 条 (補償の方法)

- ① 請求権の補償は補償金の支給による

- ② 第 1 項の補償金(以下「請求権補償金」という)は現金または第 6 条の規定による証券で支給する。ただし次の各号の請求権補償金は現金で支給しなければならない。
 - 1 第 4 条第 2 項の規定による請求権補償金
 - 2 請求権補償金中 30 万ウォンまでの金額と 30 万ウォンを超過する金額中 1 万ウォン未満の金額
- ③ 請求権補償金の支給手続については大統領令で定める。

第 4 条 (請求権補償金)

- ① 請求権補償金は日本国通貨 1 円に対し大韓民国通貨 30 ウォンとする。ただし日本国通貨 100 円未満の請求権については日本国通貨 100 円を申告したものとみなす。
- ② 請求権申告法第 2 条第 1 項第 9 号の被徴用死亡者に対する請求権補償金は一人当 30 万ウォンとする。

第 5 条 (請求権補償金支給の決定通知)

財務部長官はこの法により請求権補償金の支給額を決定したときにはこれを当該請求権者または請求権申告者に通知しなければならない。

第 6 条 (補償証券の発行)

- ① 財務部長官は請求権の補償のため補償証券を発行することができる。
- ② 第 1 項の補償証券(以下「請求権補償証券」という)は 1 年据置後 3 年間で分割して償還し利率は年 5 分とする。
- ③ 請求権補償証券の発行・償還その他請求権補償証券に関する事務処理においては国債法を適用する。

第 7 条 (証拠調査等)

財務部長官は請求権の補償に関する業務を処理するにあたり必要と認めるときには請求権者・請求権申告者その他関係人の出席を要求し意見を聴取することができ、当該事項に関して専門的な知識・経験を有する者に検査・鑑定その他証拠調査をさせることができる。

第 8 条 (事務局)

- ① 請求権の補償に関する業務を処理させるため財務部長官所属下に事務局を設置する。
- ② 事務局の組織・業務その他必要な事項は大統領令で定め、職員は財務部所属公務員か韓国銀行又は韓国産業銀行の職員中から財務部長官が任命または委嘱する。

第 9 条 (業務の委任)

財務部長官は請求権の補償に関する業務を処理するにあたり必要と認めるときには大統

領令が定めるところによりその業務の一部を他の行政機関または金融機関に委任することができる。

第 10 条（請求権の消滅）

請求権は次の各号の一に該当する場合には消滅する。

- 1 請求権者が大韓民国の国籍を喪失したとき。
- 2 請求権の相続人がないとき。
- 3 請求権補償金の支給が開始された日から 2 年が経過するときまでに補償を請求しないとき
- 4 請求権者または請求権申告者が証拠書類を偽造または変造し補償を請求した事実が確認されたとき。
- 5 請求権申告法第 2 条の規定による申告対象の範囲に属さない事実が確認されたとき

第 11 条（権利の保護）

請求権はこれを譲渡又は差押したり、担保に供することができない。但し、国税徴収の例によって滞納処分をする場合にはこの限りでない。

第 12 条（施行令）

この法の施行に関し必要な事項は大統領令で定める。

付則 <第 2685 号, 1974.12.21>

- ①（施行日）この法は公布した日から施行する。
- ②（補償金支給開始日）請求権補償金は 1975 年 7 月 1 日から支給する。